

**伊勢市内の地域包括支援センター運営法人  
募集要項**

**伊勢市健康福祉部 福祉生活相談センター**

**令和4年10月**

## 1. 募集の概要

伊勢市では、地域共生社会の実現ならびに地域包括ケアシステムの深化を図るため、民間事業者の創意工夫を活かし、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する機能を担う地域の拠点として、地域包括支援センターを設置し、その運営法人を募集する。

## 2. 募集圏域

募集圏域については下記のとおりとし、担当地域の概要および詳細は、別表1「地域包括支援センター募集圏域一覧」、別表2「地域包括支援センター募集圏域地区(詳細)」のとおりとする。

[募集圏域1]伊勢市東地域包括支援センター：港地区のうち浜郷地域、二見地区

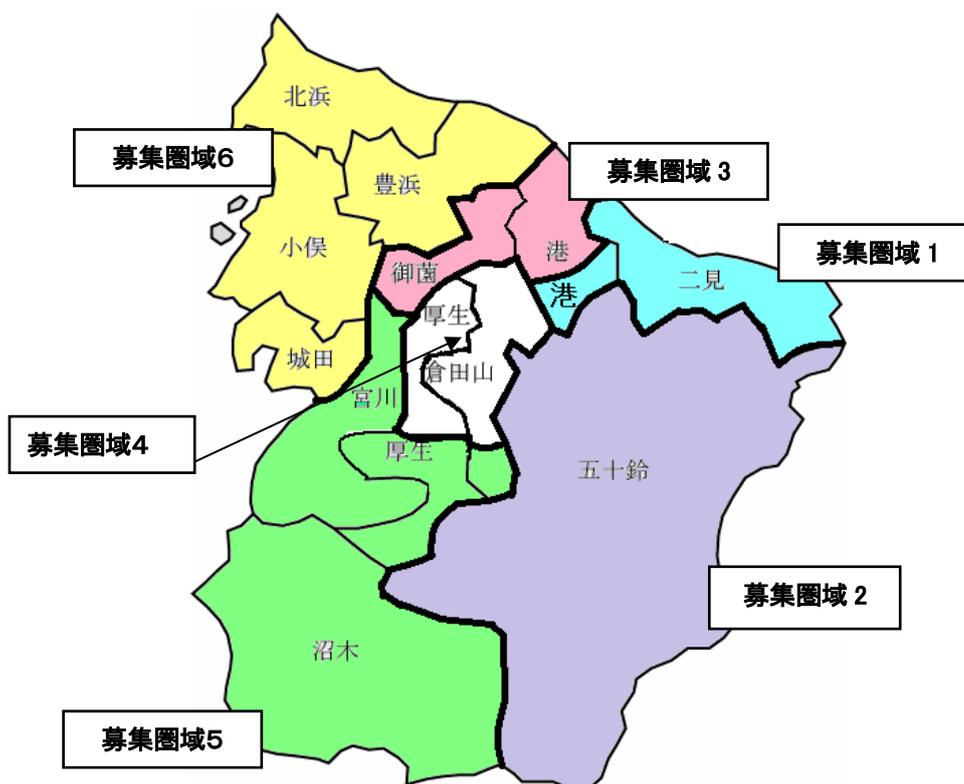
[募集圏域2]伊勢市五十鈴地域包括支援センター：五十鈴地区

[募集圏域3]伊勢市北地域包括支援センター：港地区のうち神社地域、大湊地域、御菌地区

[募集圏域4]伊勢市中部地域包括支援センター：倉田山地区、厚生地区

[募集圏域5]伊勢市南地域包括支援センター：宮川地区、沼木地区

[募集圏域6]伊勢市西地域包括支援センター：豊浜地区、北浜地区、小俣地区、城田地区



## 3. 応募要件

老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人介護支援センター(在宅介護支援センター)の設置者又は営利法人を除く医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人で、地域包括支援センターの公正、中立な運営を図り、円滑に包括的支援事業を実施できる法人で、次の要件を満たす法人であること。

- (1) 募集する日常生活圏域内に地域包括支援センターを設置できること。
- (2) 伊勢市内に介護保険事業所を持つ法人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (4) 伊勢市における一般競争入札等の資格停止の措置に該当しない法人であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、市税の滞納がないこと。
- (6) 応募法人の役員等が、過去5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。
- (7) 応募法人の役員等が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (8) 応募法人の役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (9) 応募申込者が、過去5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたものでないこと。
- (10) 応募申込者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしていないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない法人であること

#### 4. 委託業務

法第115条の4に定める包括的支援事業および法第115条の4第1項第1号二に定める第1号介護予防支援事業、法第8条の2第16項に定める介護予防支援事業（指定介護予防支援）とする。

なお、今後発布される地域包括支援センターに係る国の政令・省令で規定される業務を含むものとする。

また、生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター事業）および認知症総合支援事業における認知症地域支援・ケア向上事業（認知症地域支援推進員）については別途定める。

#### 5. 委託期間

**委託期間は、令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間とする。**

ただし、伊勢市及び伊勢市地域包括ケア推進協議会が、その業務の実施につき著しく不相当と認めた場合、法及びこれに関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託期間の満了日以前に契約を解除することができる。

なお、3年後の委託期間終了後、再度プロポーザル方式により次期委託法人を選定する予定。

#### 6. 委託料

委託料は、別表3のとおりとする。

## 7. 設置場所

- (1) 市民の利便性を考慮して設置すること。
- (2) 法人の施設及びサービス提供事業所など法人の所有する場所以外で設置する場合には、仮契約を行う又は承諾書等により内諾を得るなど、その場所での地域包括支援センターの設置を書面等で確認していること。
- (3) 地域包括支援センターの設置に必要な契約等については、設置法人の責任において行うものとする。

## 8. 設備

- (1) 必要なスペースを有する事務室（専用スペース等）を有すること。
- (2) 事務室内外に相談ができる場所を設けること。
- (3) 事務室には、机、いす、施錠できる書類保管庫、パソコン、プリンタ、電話、FAX を必ず配備すること。
- (4) 地域包括支援センター専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。
- (5) 建物の周辺、入り口も含めて、高齢者に配慮した建物・設備であること。
- (6) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮するものとする。
- (7) 駐車場は、車椅子での来訪者を考慮し十分な広さを有するものとする。
- (8) 地域包括支援センターの看板及び案内板等を設置すること。
- (9) 車を配置する場合は、車両に担当センター名称を掲げること。

## 9. 人員配置

- (1) 各募集圏域における配置職員数は別表1のとおりとし、令和5年4月1日時点において、必ず下記の【3職種】を各1名以上配置すること。
- (2) 4人目以降の職員についても【3職種】の適正な配置に努めることとするが、専門職として下記の【3職種に準ずる者】を配置できることとする。任意に配置する職員については、介護支援専門員の配置も可とする。
- (3) (1)(2) いずれの職員も専従職員とし、常勤（任意に配置する職員を除く）であること。
- (4) 配置職員は別途、国が実施する地域包括支援センター従事者研修を受講できる者であること。
- (5) 配置職員の要件は次のとおりであるが、各従事者の業務内容を踏まえ、その者の経験及び能力から、適切かつ効果的な業務の履行が期待できる者を選定すること。

### 【3職種】

#### ア 保健師又は経験のある看護師

- ・保健師
- ・経験のある看護師

概ね3年以上の地域ケア・地域保健に関する実務経験を有し、十分な業務の遂行能力

があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者

- イ 社会福祉士
- ウ 主任介護支援専門員

### 【3職種に準ずる者】

#### ア 保健師に準ずる者

地域ケア・地域保健等に関する業務の経験のある看護師で、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者

#### イ 社会福祉士に準ずる者

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は、介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

#### ウ 主任介護支援専門員に準ずる者

「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

(注1) 地域包括支援センター設置法人の受託候補者に決定した場合は、すみやかに配置予定職員を選定すること。

## 10. 運営

- (1) 地域包括支援センターの開設日及び時間は次のとおりとし、開設時間に利用者の相談等に対応できるよう必要な勤務体制を組むこと。
  - ア 開設日  
毎週 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
  - イ 開設時間  
午前8時30分～午後5時15分
- (2) 地域包括支援センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう必要な措置を講じること。
- (3) 地域包括支援センターの趣旨を踏まえ、中立・公正な運営を図るための必要な措置を講じること。
- (4) 地域包括支援センターを紹介するパンフレット・チラシ等の作成物、名刺には、法人名及び法人内の他の事業所の名称・所在地等の情報を掲載しないこと。
- (5) 地域包括支援センターは、業務の実施に当たり、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (6) 地域包括支援センターの業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 11. 地域包括支援センターで行う業務内容

- (1) 包括的支援事業(法第115条の46)

- ア 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）
  - ・総合相談支援業務（総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握など）
- イ 権利擁護事業（同項第2号）
  - ・権利擁護業務（高齢者虐待の防止および対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を十分でない状況にある人への支援など）
- ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（同項第3号）
  - ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備、個々の介護支援専門員へのサポートなど）
  - ・担当圏域における問題解決等のための地域ケア会議の開催
  - ・伊勢市生活支援会議（自立支援型地域ケア会議）への出席

(2) 第1号介護予防支援事業

- ア 法第115条の45第1項第1号ニに基づき、介護予防ケアマネジメントを実施すること。
- イ 第1号介護予防支援事業については、指定居宅介護支援事業所へ業務の一部を委託することができる。

(3) 介護予防支援事業（法第8条の2第16項）

- ア 法第115条の22の規定に基づき、地域包括支援センターに併設し、指定介護予防支援事業所を設置し介護予防支援を実施すること。
- イ 介護予防支援の業務については、指定居宅介護支援事業所への業務の一部を委託することができる。

## 12. 事業運営に係る費用

(1) 包括的支援事業

法第115条の46に基づく事業にかかる委託料

(2) 第1号介護予防支援事業

法第115条の45第1項第1号ニに基づく「第1号介護予防支援事業」に係る事業支給費

(3) 介護予防支援事業

法第58条及び第59条に規定する「介護予防サービス計画費」「特例介護予防サービス計画費」に係る介護報酬

※地域包括支援センターの整備に要する費用は、原則地域包括支援センター設置法人の負担とする。

※第1号介護予防支援事業に係る事業支給費及び介護予防支援事業に係る介護報酬等について、事業の一部委託を行った場合の実質的な収入は、「ケアプラン担当件数×（事業に係る事業支給費および介護報酬等－指定居宅介護支援事業所への委託料）」となるので、留意すること。

## 13. 参加申出書等の提出期間・提出方法

(1) 提出期間

令和4年10月28日（金）まで

（土・日曜日及び祝日を除く）（受付時間：午前9時～正午及び午後1時～午後5時15分）

(2) 提出方法

- ・提出期間（受付時間）の間に伊勢市福祉生活相談センターまで直接持参すること。
- ・郵送、時間外及び期間外の提出は受け付けない。
- ・持参については、代理人でも可とする。

(3) 提出書類

原本1部、副本（原本の写し）5部を提出すること。

1. 参加申出書（様式1）
2. 誓約書（様式2）
3. 法人登記簿謄本（全部事項、申請日以前で3か月以内に発行されたもの）
4. 定款（最新のもの）
5. 法人が伊勢市内で提供している介護サービスの状況（様式3）
6. 介護保険サービスにかかる伊勢市の実施指導及び三重県の監査に伴う結果通知書、指導事項に対する改善結果報告書（直近のもの）
7. 法人税、消費税及び地方消費税、市税の完納証明書又は領収書
8. 法人全体の計算書類（事業活動計算書（第2号第1様式）、資金収支計算書（第1号1様式）、貸借対照表（第3号第1様式））
9. 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要がわかる書類（認可申請に添付した書類）
10. 法人等の事業実績報告書（理事会に提出したもの）
11. 法人代表者履歴及び役員名簿（最新のもの）

(4) その他留意点

- ・提出書類は、用紙サイズをA4サイズとし、必ず提出書類一覧表をつけ、インデックス（見出し）をつけること。
- ・原本および副本とも製本して提出すること。
- ・原本の写しは、袋綴じ、割り印をし、原本証明を行うこと。
- ・提出された書類は理由のいかんを問わず返却しない。
- ・書類の作成・提出に必要な費用は、応募者の負担とする。

(5) 参加資格の確認等

応募要件に該当するか確認を行い、令和4年11月4日（金）までに確認結果通知書を送付する。併せて応募要件を有する者に、応募申請書等の提出を要請する。

#### 14. 応募申請書等の提出期間・提出方法

(1) 提出期間

令和4年11月17日（木）まで

（土・日曜日及び祝日を除く）（受付時間：午前9時～正午及び午後1時～午後5時15分）

(2) 提出方法

- ・提出期間（受付時間）の間に伊勢市健康福祉部福祉生活相談センターまで直接持参すること。
- ・郵送、時間外及び期間外の提出は受け付けない。
- ・持参については、代理人でも可とする。

- ・提出の際、「伊勢市内の地域包括支援センター応募受付確認書」に受付印をもらうこと。
- ・応募書類の修正については、「伊勢市内の地域包括支援センター応募受付確認書」を持参した者のみ受付可とする。
- ・応募書類の修正は、提出期間終了後は一切受け付けない。
- ・応募を辞退する場合は、「伊勢市内の地域包括支援センター応募受付確認書」とともに「伊勢市内の地域包括支援センター応募辞退届」を伊勢市健康福祉部福祉生活相談センターに提出すること。

### (3) 提出書類

原本 1 部、副本（原本の写し） 5 部を提出すること。

- ア 伊勢市内の地域包括支援センター応募申請書（様式 4）
- イ 地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項（様式 5-1~4）
- ウ 事業費の見込み（任意様式）
- エ 地域包括支援センターの設置内容（様式 6）
- オ 地域包括支援センターの設置場所の位置図（付近見取り図）（任意様式）
- カ 地域包括支援センター内の平面図（建物内の平面図）（任意様式）
- キ 地域包括支援センター従事予定の保健師（経験のある看護師）の履歴書（様式 7）
- ク 地域包括支援センター従事予定の社会福祉士の履歴書（様式 8）
- ケ 地域包括支援センター従事予定の主任介護支援専門員の履歴書（様式 9）
- コ 地域包括支援センター従事予定の 3 職種に準ずる者の履歴書（様式 10）
- サ 地域包括支援センター従事予定の介護支援専門員の履歴書（様式 11）
- シ 地域包括支援センター従事予定職員の資格を証明する書類の写し  
（別紙）伊勢市内の地域包括支援センター応募受付確認書（受付印押印後、返却）

### (4) その他留意点

- ・提出書類は、用紙サイズを A 4 サイズとし、必ず提出書類一覧表をつけ、インデックス（見出し）をつけること。
- ・原本および副本とも製本して提出すること。
- ・原本の写しは、袋綴じ、割り印をし、原本証明を行うこと。
- ・提出された書類は理由のいかんを問わず返却しない。
- ・書類の作成・提出、プレゼンテーションに必要な費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類については「伊勢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。従って、提出される書類において、事業者に関する情報（いわゆる企業秘密等に該当するもの）があれば、その旨を別紙に明記すること。

## 15. 質問書の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を以下の通り受け付ける。

### (1) 受付期間

令和 4 年 11 月 7 日（月）午後 5 時 15 分まで

### (2) 受付方法

質問書（様式 12）に記入の上、伊勢市健康福祉部福祉生活相談センターまで持参又は電子メール、FAX により提出すること。ただし、電子メール又は FAX による場合は、必ず電話で送信した旨を連絡すること。

(3) 質問書の回答

令和 4 年 1 1 月 9 日（水）までに、応募者全員に対し、電子メールにより回答するものとする。なお、質疑者に対する個別の回答は行わない。

## 16. 応募の抹消

応募した法人が次の事項のいずれかに該当した場合には、その応募を無効とし、選定の対象から除外するものとする。

- (1) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (2) 応募要件を満たさなくなった場合。
- (3) 募集要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行なった場合。
- (5) 本市が必要に応じて提出を求めた書類等を、正当な理由なく拒んだ場合。
- (6) 応募書類の提出後、募集要項の要件に適合しない変更等を市の承諾なく行なった場合。

## 17. 受託法人の書類審査及び選定

(1) 選定方法

書類審査通過後、「公募型プロポーザル方式」により「伊勢市地域包括支援センター選定基準要領」に基づき選定を行う。

(2) プレゼンテーションの実施日程

書類審査を通過した応募法人に後日連絡する。

令和 4 年 1 1 月 2 7 日（日）（予定）

(3) 採点方法

各選定委員は、審査基準に基づき採点し、採点合計を算出する。

各選定委員の採点合計に基づき次の方法で順位を決定する。

- ① 各選定委員の採点合計の高い順に順位をつける。ただし、m 位に n 者の提案が同点で並んだ場合は、次の数値を順位とする。

$$\{ m + (m + 1) + \dots + \{ m + (n - 1) \} \} / n$$

$$\text{(例：1 位に 2 者が並んだ場合) } m=1 \ n=2 \quad \{ m + \{ m + (n - 1) \} \} / n$$

$$\{ 1 + \{ 1 + (2 - 1) \} \} / 2 = 1.5$$

$$\text{(例：1 位に 3 者が並んだ場合) } m=1 \ n=3 \quad \{ m + (m + 1) + \{ m + (n - 1) \} \} / n$$

$$\{ 1 + (1 + 1) + \{ 1 + (3 - 1) \} \} / 3 = 2$$

$$\text{(例：1 位に 4 者が並んだ場合) } m=1 \ n=4 \quad \{ m + (m + 1) + (m + 2) + \{ m + (n - 1) \} \} / n$$

$$\{ 1 + (1 + 1) + (1 + 2) + \{ 1 + (4 - 1) \} \} / 4 = 2.5$$

- ② 次に各選定委員の順位を順位点として集計し、数値の低いものを上位として順位をつける。上記により、各圏域別に順位が 1 位の者を受託候補者として選定する。なお、順位 1 位の者が 2 者以上ある場合は、審査の採点の合計点が高い者を候補者とするが、さらに同点の場合は、

順位 1 位の者でくじ引きとする。

なお、各委員の評価点の総計が満点の70%に満たない場合には受託候補者として選定しないものとする。

この選定は、あくまで「受託候補者を特定」するものであり、契約行為ではない。伊勢市及び伊勢市地域包括ケア推進協議会の承認を経て、受託候補者と随意契約に移行する。

- (4) 地域包括支援センター設置者の選定後において、応募内容と実際の内容に重大な乖離があると認められた場合には、当該法人の評価点を無効とし、その圏域における次順位の法人を繰り上げる。この場合において、伊勢市は賠償に一切応じない。

## 18. 応募書類の提出場所

伊勢市健康福祉部福祉生活相談センター

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 東館2階14番窓口

## 19. 結果の通知

選考結果は、プロポーザル終了後、おおむね1週間以内に郵送により通知する。

## 20. 担当部局

伊勢市健康福祉部福祉生活相談センター (伊勢市役所 東館2階)

総合相談係 担当：田代・永井

〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7番29号

電話 (0596) 21-5583

FAX (0596) 21-5555

電子メール：[fukushi-soudan@city.ise.mie.jp](mailto:fukushi-soudan@city.ise.mie.jp)

## 21. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期日または期限
募集要項等の公表	令和4年10月13日（木）
参加申出書等提出期限	令和4年10月28日（金） 午後5時15分まで
応募要件確認結果通知及び応募申請書等提出要請	令和4年11月4日（金）
質疑の受付期限	令和4年11月7日（月） 午後5時15分まで
質疑に対する回答期限	令和4年11月9日（水）
応募申請書等提出期限	令和4年11月17日（木） 午後5時15分まで
選定委員会	令和4年11月27日（日）（予定） ※時間、場所等については追って連絡する
選定結果の通知等	令和4年12月中旬
事業の開始日	令和5年4月1日